

2 年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R2. 8. 21	R2. 10. 26	〇〇事件（平成30年不第〇号事件）令和 2 年 8 月 19 日交付の事件記録 資格審査記録（平成30年資審第99号事件）を含む。	106	1					1	1	1			1				（7条2号）連絡責任者・出席当事者・執行委員長以外の組合員らの氏名、住所等の記載事項は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条3号）被申立人代理人、事件の概要・労使紛争の内容、申立人の住所、組合規約・予算・組織図は、法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合及び被申立人会社の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 （7条3号及び7条6号）申立書・答弁書・準備書面・証拠説明書は、法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。また、労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条2号及び7条3号）ファクシミリ番号・組合員数・組合加入届は個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合及び被申立人会社の内部管理事項である運営状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）代表者印等印影は、公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条2号、7条3号及び7条6号）反論文・書証は、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人である申立人組合及び被申立人会社に関する情報であり、公にすることにより、申立人組合の組合活動や被申立人会社の事業活動の状況が具体的に把握されることとなり、申立人組合及び被申立人会社の運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。また、労使紛争の当事者が不当労働行為審査に係る主張立証等のために提出した情報を公にすることにより、当事者の主張立証活動等に影響を与え、審査手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	労働委員会事務局審査調整課